

ひろがる京の木整備事業（木製品導入支援型）実施要領

令和 3 年 10 月 4 日付け 3 林第 501 号

一部改正 令和 6 年 4 月 1 日付け 6 林第 186 号

一部改正 令和 7 年 4 月 1 日付け 7 林第 176 号

（趣旨）

第 1 知事は、商業施設や福祉施設など、多くの府民等が集う住宅以外の民間施設において、府内産木材を利用した木製品等の導入を支援することで、府民が木とふれあい身近に感じる環境を拡大し、森林資源の循環利用及び地球温暖化の防止等に役立てるため、府内産木材を利用した木製品等の導入を行った事業者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和 35 年京都府規則第 23 号。以下「規則」という。）、豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成 28 年京都府告示第 335 号。以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定法人 京都府産木材認証制度実施要綱（平成 16 年 12 月 28 日付け 6 林第 597 号農林水産部長通知。以下「実施要綱」という。）第 3 条の規定により知事から指定を受けた法人をいう。
- (2) ウッドマイレージ CO₂ 計算書 京都府ウッドマイレージ CO₂ 計算基準（平成 17 年 1 月 5 日付け 6 林第 597-2 号林務課長通知）に基づき算出された数値を記録した指定法人が発行する書面をいう。
- (3) 京都の木証明書 指定法人が実施要綱第 2 条第 10 号の規定により行う京都府産木材証明（以下「京都の木証明」という。）により発行する書面をいう。
- (4) ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証書 指定法人が実施要綱第 2 条第 9 号の規定により行う京都府産木材認証（以下「ウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証」という。）により発行する書面をいう。
- (5) 府内産木材 京都の木証明書（以下「証明書」という。）又はウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証書（以下「認証書」という。）が発行された木材をいう。ただし、証明書又は認証書は、実施要綱に基づき認定された取扱事業体又は認証機関登録事業体により、京都の木証明又はウッドマイレージ CO₂ 京都の木認証の対象となる木材であることが明示された納品書及び製品図面をもって、これに代えることができる。

（交付対象事業等）

第 3 交付対象事業、交付対象者及び軽微な変更は別表に定めるとおりとする。

（補助額）

第 4 補助額は交付要綱別表の 3 の項の補助額のとおりとする。

- 2 交付要綱別表の 3 の項の(2)に係る補助額欄の(1)に規定する知事が別に定める要件を満たす施設とは、商業施設、宿泊施設及び飲食店等の常態として不特定多数の府民等が利用する民間施設とする。
- 3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。
- 4 補助額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事業申込書の提出）

第 5 事業を実施しようとする者は、別に定めるひろがる京の木整備事業（木製品導入支援型）公募要領（以下「公募要領」という。）に規定する事業申込書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出のあった事業申込書が次の要件を全て満たしていると認めるときは審査を行い、事業の効果が高いと見込まれる事業について予算の範囲内において採択し、別記第1号様式により通知するものとする。

なお、採択しない事業については別記第2号様式により通知するものとする。

- (1) 事業内容等が別表に掲げるものに適合するものであること。
- (2) 地域の実態に即し、技術的及び資金的観点から実行可能なものであること。
- (3) 公募要領に規定する応募要件を満たすこと。

(交付の申請)

第6 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第3号様式による交付申請書にその他知事が必要と認める書類を添えて、別に定める期間内に、知事に提出するものとする。

(事業の変更)

第7 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の変更が生じる場合、あらかじめ、別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更については、この限りでない。

(事業の着手)

第8 事業の着手は補助金の交付決定日以降に行うものとし、事業に着手したときは遅滞なく別記第5号様式による着手届を知事に提出しなければならない。ただし、第5の2により、事業の採択通知を受けた者が、やむを得ない理由により補助金の交付決定日前に事業の着手をしようとするときは、着手日前までに別記第6号様式による早期着手届を提出するものとする。

(事業の中止)

第9 補助事業者は、規則第8条第1項に規定された事情の変更が生じた場合は、速やかに別記第7号様式による事業中止申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認める場合には、中止を承認し、交付決定を取り消すものとする。

(中間確認)

第10 知事が必要と判断した場合は、事業の実施状況について中間確認を行うことができるものとし、補助事業者はこれに協力するものとする。

(実績報告)

第11 補助事業者は、別記第8号様式による実績報告書に、事業状況写真、対象経費を支払ったことが分かる資料、その他知事が必要と認める書類を添え、事業完了後30日以内又は事業実施年度の3月20日のどちらか早い日までに知事に提出するものとする。

(検査)

第12 知事は、第11の実績報告書の提出があったときは、速やかに検査を行うものとする。

(書類の提出)

第13 規則、交付要綱及びこの要領により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(豊かな森を育てる府民税のPR)

第14 補助事業者は、事業の実施に当たり、豊かな森を育てる府民税の活用に係るPRの取組を、原則として事業実施の翌年度9月末までに行うものとする。

- 2 補助事業者は、別紙に基づき、豊かな森を育てる府民税の活用に係る表示板等を設置するものとする。
- 3 補助事業者は、写真撮影や現地見学等の知事が行うPRの取組に協力するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 15 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、交付決定の日から 5 年間とし、同条第 2 号に規定する知事が別に定める取得財産は、補助事業により取得した木製品等とする。

3 補助事業者は、前項で定められた期間内において、処分が制限された取得財産を処分又は目的外使用しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

4 補助事業者は、知事が行う取得財産管理状況把握の取組に協力するものとする。

(書類の整備)

第 16 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 17 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 4 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表

交付対象事業等

交付対象事業	交付対象経費	交付対象者	軽微な変更
対象施設(※1)において、府内産木材を使用した家具や遊具等の導入	交付対象事業の実施に要する購入費及び設置費	府内に対象施設を有する法人、法人格を有しない団体、個人事業主	事業内容の主要な変更を伴わないものであって、補助対象経費の増額(※2)又は30%以内の減額

※1 商業施設や福祉施設など、多くの府民等が利用する府内に存する住宅以外の民間施設
なお、住宅とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条に規定するものをいう。

※2 原則として、補助額の増額は認めない。

別紙

表示板等について

補助対象木製品に貼付する表示板等の例



京都府産木材

地元で育てた木を、地元で使う。

木にも、人にも、地球にも、それが一番いい。

京都府産木材で作られており、地球温暖化防止に貢献しています

年度 ひろがる京の木整備事業（木製品導入支援型）

～京都府豊かな森を育てる府民税を活用しています～

- (1) 記載内容
上図の記載内容と同程度又はそれ以上の内容とすること
- (2) サイズ及び材質
補助対象木製品に合わせて適宜調整すること。
- (3) 設置位置
原則として、対象木製品の利用者の目にとまりやすい位置に貼付すること。
- (4) 経費補助事業者の負担とし、補助対象経費には含まない。